

保険者努力支援制度の抜本的な強化

資料（４）ア

人生100年時代を見据え、令和2年度より保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新規500億円（総額550億円）により予防・健康づくりを強力に推進

事業スキーム(右図)

令和2年度より新規500億円について、保険者努力支援制度の中に

- ②「**事業費**」として交付する部分を設け(200億円。国保ヘルスアップ事業を統合し事業総額は250億円)、

※ 政令改正を行い用途を事業費に制限

- ③「**事業費に連動**」して配分する部分(300億円)と合わせて交付

※ ①の予防・健康づくり事業を実施することにより、高い点数が獲得できるような評価指標を設定し配分

⇒ ②と③と相まって、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

事業内容

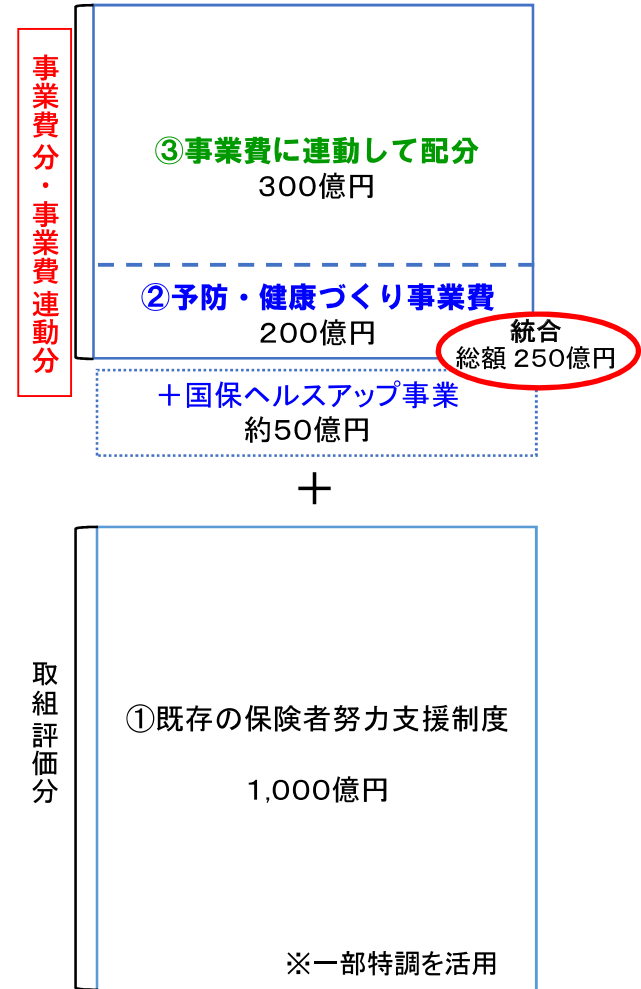
【都道府県による基盤整備事業】

- 国保ヘルスアップ支援事業の拡充
- 人材の確保・育成
- データ活用の強化

【市町村事業】

- 国保ヘルスアップ事業の拡充
- 効果的なモデル事業の実施(※都道府県も実施可)

【R2見直し後の保険者努力支援制度】



【①既存の保険者努力支援制度】

令和3年度の保険者努力支援制度(市町村・都道府県)

市町村分 (500億円程度)

保険者共通の指標	国保固有の指標
<p>指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診受診率・特定保健指導実施率 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 	<p>指標① 収納率向上に関する取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料(税)収納率 ※過年度分を含む
<p>指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○がん検診受診率 ○歯科健診受診率 	<p>指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○データヘルス計画の実施状況
<p>指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重症化予防の取組の実施状況 	<p>指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療費通知の取組の実施状況
<p>指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人へのインセンティブの提供の実施 ○個人への分かりやすい情報提供の実施 	<p>指標④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国保の視点からの地域包括ケア推進・一体的実施の取組
<p>指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重複・多剤投与者に対する取組 	<p>指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三者求償の取組状況
<p>指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後発医薬品の促進の取組・使用割合 	<p>指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切かつ健全な事業運営の実施状況 ○法定外繰入の解消等

都道府県分 (500億円程度)

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価	指標② 医療費適正化のアウトカム評価	指標③ 都道府県の取組状況
<p>○主な市町村指標の都道府県単位評価(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導の実施率 ・糖尿病等の重症化予防の取組状況 ・個人インセンティブの提供 ・後発医薬品の使用割合 ・保険料収納率 <p>※都道府県平均等に基づく評価</p>	<p>○年齢調整後一人当たり医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その水準が低い場合 ・前年度(過去3年平均値)より一定程度改善した場合に評価 <p>○重症化予防のマクロ的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢調整後新規透析導入患者数が少ない場合 	<p>○都道府県の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等の主体的な取組状況(保険者協議会、データ分析、重症化予防の取組等) ・法定外繰入の解消等 ・保険料水準の統一 ・医療提供体制適正化の推進

※赤字は令和2年度指標からの変更点

【①既存の保険者努力支援制度】

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分）

※令和2年度採点分

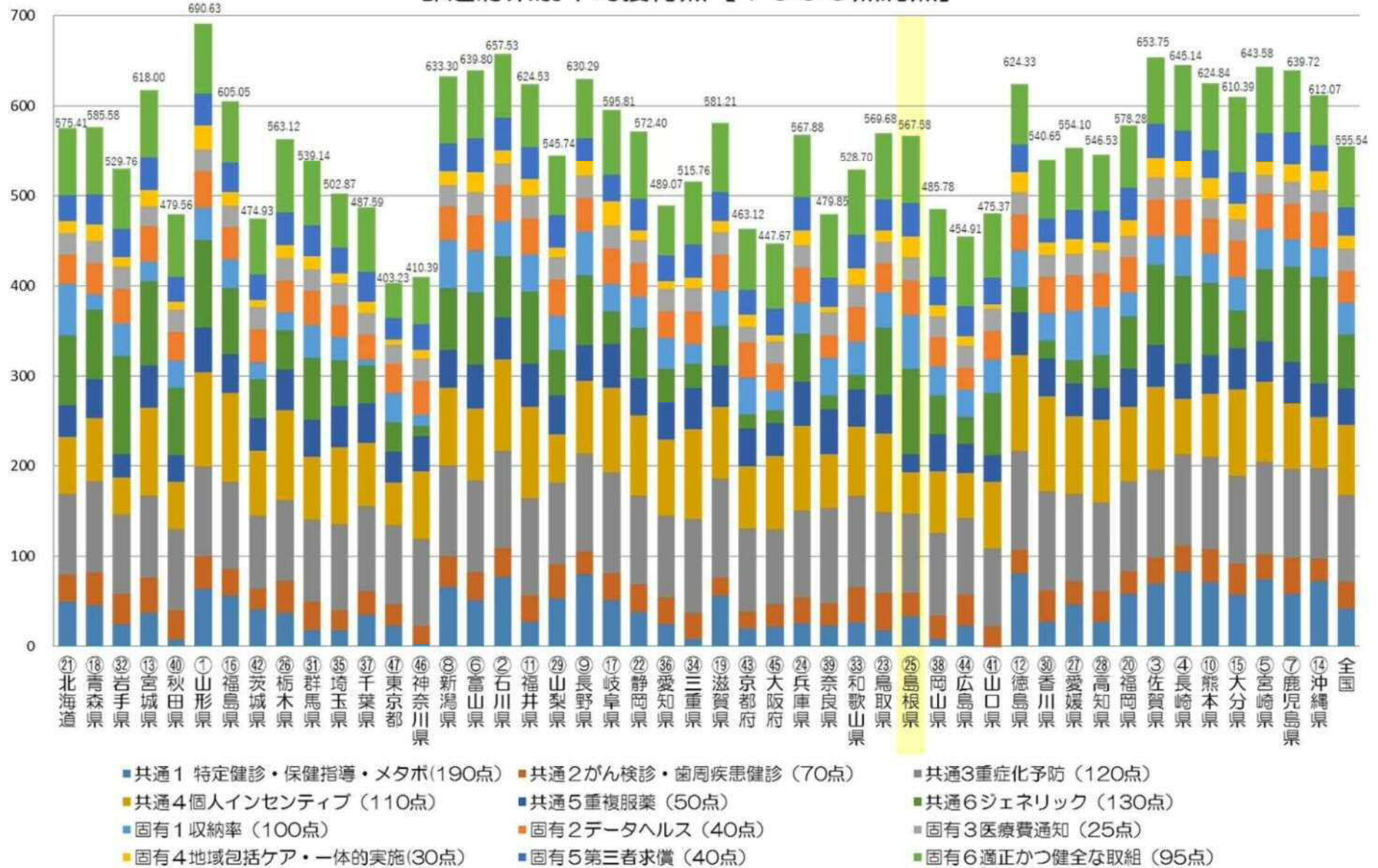
	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	飯南町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	合計	平均
被保険者数(人)	34,313	10,062	30,960	9,562	7,264	7,663	4,614	7,354	2,589	975	660	997	2,475	1,740	1,354	564	776	210	3,395	127,527	—
得点数(点)	677	433	703	731	526	496	597	670	522	602	638	601	588	578	516	600	364	365	557	—	566
交付額(千円)	83,475	15,656	78,210	25,117	13,730	13,658	9,898	17,705	4,856	2,109	1,513	2,153	5,229	3,613	2,510	1,216	1,015	275	6,795	288,733	—
1人あたり交付額(円)	2,433	1,556	2,526	2,627	1,890	1,782	2,145	2,408	1,876	2,163	2,292	2,159	2,113	2,076	1,854	2,156	1,308	1,310	2,001	—	2,036

		配点	平均得点
共通①	(1)特定健診受診率	70	13.9
	(2)特定保健指導実施率	70	15.3
	(3)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	50	5.3
共通②	(1)がん健診受診率	40	8.4
	(2)歯科検診	30	17.1
共通③	重症化予防の取組	120	87.4
共通④	(1)個人のインセンティブ	90	28.4
	(2)個人への分かりやすい情報提供	20	17.1
共通⑤	重複・多剤投与者に対する取組	50	20.5
共通⑥	(1)後発医薬品の促進の取組	130	95
	(2)後発医薬品の使用割合		
計		670	308.4

		配点	平均得点
固有①	収納率向上	100	60.3
固有②	データヘルス計画の取組	40	38
固有③	医療費通知の取組	25	25
固有④	地域包括ケア推進・一体的実施	30	23.4
固有⑤	第三者求償の取組	40	37.1
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況	95	75.4
計		330	259.1

【①既存の保険者努力支援制度】

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分）
都道府県別平均獲得点【1000点満点】



【①既存の保険者努力支援制度】

令和3年度保険者努力支援制度（都道府県分）
※令和2年度採点分

年度	都道府県名	被保険者数	指標1					指標2					指標3					合計		
			得点	基準点 (被数×得点)	交付額 (千円)	一点 当たり (千円)	一人 当たり (円)	得点	基準点 (被数×得点)	交付額 (千円)	一点 当たり (千円)	一人 当たり (円)	得点	基準点 (被数×得点)	交付額 (千円)	一点 当たり (千円)	一人 当たり (円)	得点	交付額 (千円)	一人 当たり (円)
2020	島根県	127,527	56	7,141,512	106,202	1,896	833	10	1,275,270	26,158	2,616	205	98	12,497,646	119,396	1,218	936	164	251,756	1,974

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価【200億円】	配点	得点
(i) 特定健診受診率・特定保健指導実施率	24	14
(ii) 糖尿病等の重症化予防の取組	26	10
(iii) 個人インセンティブの提供	18	0
(iv) 後発医薬品の使用割合	22	22
(v) 保険料収納率	20	10
計	110	56
指標② 医療費適正化のアウトカム評価【150億円】		
(i) 年齢調整後1人当たり医療費	60	0
(ii) 重症化予防のマクロ的評価	20	10
計	80	10

指標③ 都道府県の取組状況に関する評価【150億円】	配点	得点
(i) 医療費適正化等の自主的な取組状況		
・重症化予防の取組等	30	30
・市町村への指導・助言等	10	10
・第三者求償の取組		
・保険者協議会への積極的関与	10	10
・都道府県によるKDBを活用した医療費分析等	10	10
(ii) 法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一	41	38
(iii) 医療提供体制適正化の推進	25	0
計	126	98

【②予防・健康づくり事業費③予防・健康づくり事業費に連動して配分】 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の交付について

令和2年度より新たに500億円を追加し、保険者努力支援制度の中に、「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりを抜本的に後押し

事業費部分(200億円※)

都道府県の事業計画(市町村事業を含む)に対して、事業費を交付
※ 現行の国保ヘルスアップ事業を統合し 事業総額は250億円

事業費連動部分(300億円)

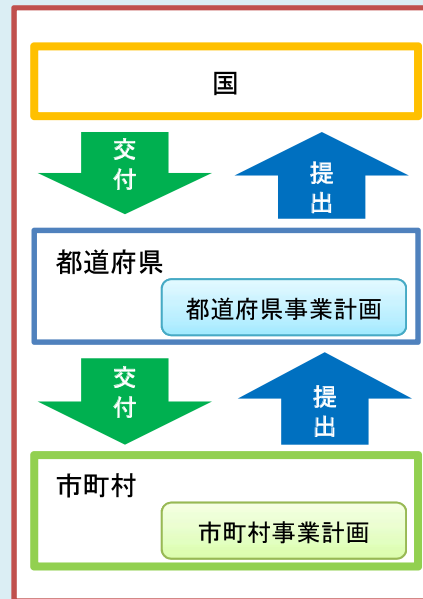
予防・健康づくりに関する評価指標を用いて、各都道府県に交付金を配分

【交付金のプロセス】

(当年度)

- ① 市町村は、市町村事業計画を作成し、都道府県に提出
- ② 都道府県は、市町村事業計画を踏まえた都道府県事業計画を作成し、国に交付申請
- ③ 国は、都道府県事業計画の内容を審査の上、交付決定し、都道府県に事業費を交付
- ④ 都道府県は、市町村に対し、市町村事業に係る事業費を交付
- ⑤ 都道府県、市町村において事業を実施

<計画提出・交付の流れ>



(翌年度)

- ⑥ 実績報告、国庫返還

【交付金の配分方法】

- 都道府県ごとに、予防・健康づくり事業に関する評価指標に基づいて採点
- 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分

※保険者努力支援交付金(既存分)と同様

【交付金のプロセス】

(前年度)

- ① 国において、評価指標を決定・提示

(当年度)

- ② (都道府県事業計画を踏まえつつ) 評価指標に基づいて採点
- ③ 国は、採点結果に基づいて交付決定し、都道府県に交付金を交付
- ④ 都道府県は、当年度の保険給付費に充当する形で予算執行
⇒ 結果として生じる剰余金については、翌年度以降の調整財源として活用

【③予防・健康づくり事業費に連動して配分】

令和3年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分に係る評価指標

○ 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施

- (1) 「事業」の取組状況 左記(1)(2)について、それぞれ
 (2) 「事業」の取組内容 都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分

(1)「事業」の取組状況

150億円

(都道府県)

- 1)事業ABCを全て実施している場合 10点
- 2)事業ABCDEを全て実施している場合 10点
- 3)事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果
 上位 1位から10位 10点
 上位11位から20位 5点

(市町村) 要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点

- 1)事業①生活習慣病予防対策を2事業以上実施する管内市町村の割合が8割を超えている場合 6点
- 2)事業②生活習慣病重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が8割を超えている場合 6点
- 3)事業③国保一般事業を実施する管内市町村の割合が6割を超えている場合 6点
- 4)事業①のe)またはf)を実施する管内市町村の割合が4割を超えている場合 6点
- 5)事業①②③それぞれから1事業以上の事業を実施している管内市町村の割合
 - 管内市町村の7割以上が実施 6点
 - 管内市町村の5割以上7割未満が実施 3点

(2)「事業」の取組内容

150億円

(都道府県)

- 1)管内市町村ごとの健康・医療情報の分析や事業の効率的・効果的な実施に向けた課題やニーズを把握した上で、都道府県の事業を実施している場合 10点
- 2)下記市町村指標1)～3)を全て満たす申請市町村の割合が5割を超えている場合 10点
- 3)申請市町村が下記市町村指標1)～3)を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している割合
 - 申請市町村の8割以上が支援を受けている場合 10点
 - 申請市町村の6割以上8割未満が支援を受けている場合 5点

(市町村) 要件を満たす申請市町村の割合に応じて加点

- 1)申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合 8点
- 2)申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合 7点
- 3)申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合 7点
- 4)「新たな日常」の下での予防・健康づくり事業の展開
 - ア 申請市町村の9割以上が、健診の受診控えに関して、実情に応じた事業を実施している場合 4点
 - イ 申請市町村の9割以上が、感染症対策を踏まえた事業の実施や、地域の感染症対策対応力向上の推進を実施している場合 4点

令和3年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

※年度内に事業完了の要件が削除
(Q&A p3No.11・12)

国保ヘルスアップ事業(A)

【交付要件】

- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的な**データヘルス計画を策定**していること。
- 右記の事業①～③の3区分のうち、**2区分の事業を実施**すること。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円

国保ヘルスアップ事業(B)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(A)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業③**国保一般事業を、少なくとも1事業以上**実施していること、またはh)の内、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施していること。
- **第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学)の支援・評価**を活用すること。ただし、h)の内、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施している場合には、第三者の支援の要件は問わない。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	10,000千円	16,000千円	20,000千円	32,000千円

国保ヘルスアップ事業(C)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(B)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の**事業④効果的なモデル事業p)**都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業を実施すること。
ただし、④効果的なモデル事業p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業の選定数は、管内市町村数の15%を上限とすること。
- p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業について、第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学)の支援・評価を活用すること。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	13,500千円	20,250千円	27,000千円	40,500千円

事業内容

① 生活習慣病予防対策

- a) 特定健診未受診者対策
- b) 特定保健指導未利用者対策
- c) 受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
- d) 特定健診継続受診対策
- e) 早期介入保健指導事業
- f) 特定健診40歳前勧奨

② 生活習慣病重症化予防対策

- g) 生活習慣病重症化予防における保健指導
- h) 糖尿病性腎症重症化予防

③ 国保一般事業

- i) 健康教育
- j) 健康相談
- k) 保健指導
 - ①重複・頻回受診者
 - ②重複・多剤服薬者
 - ③禁煙支援
 - ④その他保健指導

- l) 歯科にかかる保健事業
- m) 地域包括ケアシステムを推進する取組
- n) 健康づくりを推進する地域活動等
- o) 保険者独自の取組

④ 効果的なモデル事業

- p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業

※ 都道府県の指定を受けた事業であること
(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定する)

※ 都道府県と協働で実施する場合、都道府県と市町村がそれぞれ費用を負担する場合は市町村の負担部分に対して交付

令和3年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

【交付対象】

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者（有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等）の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標（ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標）・評価方法の設定 等

（事業分類及び事業例）

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析や課題整理を行う事業

C. 都道府県が実施する保健事業

- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- ・ 保健所と連携して実施する保健事業

D. 人材の確保・育成事業

- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- ・ 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

E. データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

F. モデル事業（先進的な保健事業）

- ・ 地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- ・ 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

【基準額】（補助率10/10）

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

…島根大学との連携事業（「島根県国保ヘルスアップ支援事業の総合的な推進事業」）

柱	令和3年度			令和4年度（予定）		
	事業名	目的	実施内容	事業名	実施内容	
A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備	① 糖尿病対策推進連携体制の構築	○島根県の糖尿病対策会議と市町村の取組との連携強化 ○県の取組や好事例等の情報交換 ○糖尿病対策及び重症化予防対策の推進	■ 糖尿病対策市町村等担当者連絡会 ○糖尿病性腎症等重症化予防事業について ○研修 「島根県糖尿病予防・管理指針（第4版）」について ○グループワーク・意見交換	① 糖尿病対策推進連携体制の構築	■ 糖尿病対策市町村等担当者連絡会 ○県と市町村の連携強化 ○重症化予防事業の充実に向けた検討	
	検討結果や好事例を重症化予防プログラムに反映し、地域全体で対策の推進を図る					
B 市町村の現状把握・分析	② 健康課題施策化研修～保健所・市町村協働の健康づくり～	○効果的・効率的な保健事業が実践できる人材の育成 ○保健所と市町村が協働で参加し、それぞれの役割に応じた地域診断・施策化等の能力の習得	■ 健康課題施策化研修 ○健康寿命延伸プロジェクトと連動した開催（2年目） ○研修成果をR4年度の事業化につなげる（R3秋～予算確保を目指す）	② 健康課題施策化研修	■ 健康課題施策化研修 ○R2～R3の取組評価から、内容を見直し、継続して実施	
	(R2～2年計画) 市町村と県が、共に受講し、協働で、地域診断・事業展開・施策提案を行う					
C 都道府県が実施する保健事業	③ 特定健診等データの集計・見える化	○特定健診等データの集計・見える化ツールの活用によるPDCAサイクルに添った保健事業の推進 ○保健所による市町村へのデータ活用支援の強化	■ 特定健診等データの活用の推進 ○ツールによる集計と結果の提供 ○保健所でのツール活用支援 ○ツールの修正、新たな指標の追加 ■ KDBの活用に向けた検討	③ 特定健診等データの集計・見える化	■ 特定健診等データの活用の推進 ○ツールによる集計と結果の提供 ○ツールの活用状況調査と活用に向けた検討 ■ KDBの活用に向けた支援	
	ツールには、EやFのデータ分析事業により評価指標として有効なものを順次追加し、継続して結果を提供、PDCAに添った事業展開を支援する					
D 人材の確保・育成事業	④【 拡充 】 予防・健康づくりの普及・啓発事業	○県内共通の課題（腎臓病、脳卒中や心臓病等循環器病などの発症・重症化予防）に関する普及・啓発による予防・健康づくりの推進	■ 県民へ普及啓発事業（委託） ○オンライン健康教室（ミニ動画作成） ○マスコミを活用した啓発活動 ・ケーブルTV・新聞等の活用 ○ポスター・リーフレットの作成、配布	④ 予防・健康づくりの普及・啓発	■ 県民へ普及啓発事業（委託） ○オンライン健康教室 ○マスコミを活用した啓発活動 ・ケーブルTV・新聞等の活用 ○ポスター・リーフレットの作成、配布	
	⑤【 新 】 重複・多剤投与者に対する服薬情報通知・指導事業	○県内市町村で努力支援制度の獲得が進まない重複・多剤対策の推進による適正服薬と医療費適正化の推進	■ 重複・多剤投与者に対する服薬情報通知事業（委託） ○国保連と連携し、委託による服薬情報通知の送付、市町村の事業を推進 ○医療機関等と連携した取組となるよう支援	⑤ 重複・多剤投与者に対する服薬情報通知・指導事業	■ 重複・多剤投与者に対する服薬情報通知事業 ○市町村での取組継続に向けた支援（データ分析等）	
	(R3～2年計画) 効果的な事業の仕組みを検討し、市町村ごとの実施へ移行する					
E データの活用を目的として実施する事業	⑥ 糖尿病腎症等重症化予防事業	○重症化予防対策の推進に向けた効果的な取組の検討 ○市町村の取組推進に向けた支援 ○全市町村での努力支援制度の加算獲得	■ モデル市町村による重症化予防事業（委託） ○実施市町村の拡大（R2…2市 ⇒ R3…7市町） ○委託による効果的な受診勧奨通知 ○市町村による再勧奨の実施 ■ 効果的な取組方法の検討 ○事業評価と今後の効果的な事業展開の検討	⑥ 糖尿病腎症等重症化予防事業	■ モデル市町村による重症化予防事業（委託） ○実施市町村の拡大 ○R5以降の市町村での取組継続に向けた検討 ■ 重症化予防プログラムの検討 ○3年間の事業評価と効果的な事業の推進に向けたプログラムの見直し	
	(R2～3年計画) 効果的な事業の仕組みを検討し重症化予防プログラムに反映させ、市町村ごとの実施へ移行する					
	⑦【 拡充 】 糖尿病性腎症重症化予防実践者育成事業	○病態や指導が複雑な糖尿病性腎症に対する指導実践者の資質向上 ○情報共有による地域ごとの連携体制づくりの推進	■ 糖尿病性腎症重症化予防実践者育成講座（委託） ○研修会の開催 ・基本的な構成は昨年度と同様 ・検討事例は事前に参加者から募る ○動画配信による受講機会の拡大 ■ 市町村等への講師派遣（委託） ○各圏域・市町村への希望調査 ○各地域に所属する人材の派遣を基本とし地域ごとの連携を支援	⑦ 糖尿病性腎症重症化予防実践者育成事業	■ 糖尿病性腎症重症化予防実践者育成講座（委託） ○研修会の開催 ○オンデマンドによる受講機会の拡大 ■ 市町村等への講師派遣（委託） ○各圏域・市町村への希望調査	
F モデル事業	⑧【 新 】 専門職研修事業（3年計画）	○研修環境の整備による地域の医療専門職等への研修機会の提供 ○重症化予防対策に従事する専門職の資質向上による国保保健事業の推進 ○各診療ガイドラインの普及による病診・診診連携の推進	■ 専門職研修（委託） ○オンデマンドによる研修環境の構築 ○オンデマンドによる疾病予防・重症化予防に関する関係ガイドライン等について、専門職を対象とした研修会の開催 ■ 専門職への各ガイドラインの普及・啓発（委託） ○ガイドライン簡略版の作成と普及	⑧ 専門職研修事業	■ 専門職研修（委託） ○オンデマンドによる研修環境の構築 ○オンデマンドによる疾病予防・重症化予防に関する専門職を対象とした研修会の開催 ■ 専門職への各ガイドラインの普及・啓発（委託） ○ガイドライン簡略版の作成と普及	
	(R3～3年計画) 大学や関係機関と連携した研修環境を整備、より効果的な保健事業の実施を支援する					
F モデル事業	⑨【 拡充 】 医療費等データ活用事業（3年計画）	○保健・医療・介護データの分析に基づく健康寿命延伸・医療費適正化のためのPDCAに添った効果的な事業展開の推進	■ 医療費等データ活用事業（委託） ○島根大学を中心とした医療費等データ分析体制を構築 ○ONDBやKDBも含めたデータの活用を検討 ○市町村や保健所等の視点も反映させた分析を行う ■ 報告検討会（委託） ○市町村等への報告と保健事業への活用に向けた検討会を開催	⑨ 医療費等データ活用事業	■ 医療費等データ活用事業（委託） ○島根大学を中心としたデータ分析体制の構築 ○より詳細な分析の実施 ■ データ活用研修（委託） ○データ分析結果をもとにしたPDCAサイクルに添った事業展開の支援	
	(R3～3年計画) 大学や関係機関と連携したデータ分析体制を構築、PDCAに添った事業の推進と、R5年度のデータヘルス計画の評価・見直しを支援する					
F モデル事業	(R4～モデル事業実施に向けた検討)			【 新規 】	市町村との共同によるモデル事業の実施	

島根県国保ヘルスアップ支援事業について
～島根大学への委託による包括的な事業の推進～

島根大学に以下３つの事業を委託し、大学の専門的な知識・技術・ネットワークの活用により国保ヘルスアップ支援事業を総合的に展開し、市町村及び県による国保保健事業の効果的な推進を図る。

実施にあたっては、市町村や保健所での事業の実施状況や要望等を確認し、研修会や報告会を行うなど効果的な事業となるよう連携をとる。

1. 専門職研修事業

○オンデマンドによる専門職への研修会の開催

- ・糖尿病性腎症や慢性腎臓病、脳卒中や心臓病その他の循環器病などの予防・重症化予防に関する研修
- ・専門職への啓発資料の作成（各ガイドラインの簡略版等）

【令和３年度の予定】

糖尿病、高血圧、脂質異常、脳血管疾患、心疾患、CKD、循環器リハビリ等

2. 予防・健康づくり啓発事業

■オンライン健康教室（ミニ動画）

- ・県民啓発を目的とした動画コンテンツの作成（QRコード等による周知・活用）
- ・県民への啓発資料の作成

【令和３年度の予定】

高血圧、減塩、野菜摂取等

（検討中：糖尿病、脂質異常、肥満、口腔ケア、がん、フレイル、感染症等）

■マスコミを活用した啓発活動

①ケーブルテレビ協議会

- ・毎月約15分の番組を作成し、県内全ケーブルで放映（放送日程は各社で調整）。

②山陰中央新報「りびえ〜る」（東部版・西部版）

- ・月1回、1面（片面）を使用し、啓発記事を掲載。

3. データ分析と活用

○健診・医療費等データの効果的な分析体制の構築

○分析結果の活用に向けた検討・支援